

佐賀県職員の任用に関する規則(昭和44年佐賀県人事委員会規則第6号)第6条の規定により、平成23年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)[U・Iターン型民間企業等職務経験者]を次のとおり行います。

平成23年9月22日

佐賀県人事委員会

委員長 大 西 憲 治

## 1 試験の区分及び採用予定者数

次の試験区分のいずれかについて受験することができます。

- (1) 民間企業等職務経験者(行政) 15人
- (2) JICAボランティア経験者(行政) 1人

## 2 受験資格

### (1) 民間企業等職務経験者

ア 昭和27年4月2日以降に生まれた者

イ 県外に本社を置く民間企業等(国の機関又は県外の地方公共団体の機関を含む。)における職務経験が平成23年8月末日現在で通算して5年以上ある者

なお、この場合における職務経験は次のとおりとします。

(ア) 会社員、自営業者等として6か月以上継続して就業していた期間(アルバイト及びパートタイムの期間は除く。)が該当します。

(イ) 職務経験が複数の場合には通算することとしますが、同一期間内に複数の職務に従事した場合にはいずれか一つに限ります。

ウ 次のいずれかに該当する者は、受験することができません。

(ア) 日本の国籍を有しない者

(イ) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号に該当する者(準禁治産者を含む。)

(2) JICA ボランティア経験者

ア 昭和 47 年 4 月 2 日以降に生まれた者

イ 独立行政法人国際協力機構が実施する青年海外協力隊又は日系社会青年ボランティアにおける活動経験が平成 23 年 8 月末日現在直近 7 年間で 2 年以上ある者

なお、短期派遣の期間も通算できることとし、派遣国の政情不安等により派遣期間が短縮された場合など特段の事情が認められる場合は考慮します。

ウ 次のいずれかに該当する者は、受験することができません。

(ア) 日本の国籍を有しない者

(イ) 地方公務員法第 16 条各号に該当する者（準禁治産者を含む。）

3 第 1 次試験

(1) 試験科目

受験申込時に提出されたアピールシートにより書類選考を行います。

(2) 第 1 次試験合格者発表

平成 23 年 12 月 2 日（金曜日）に、佐賀県庁の掲示板及び佐賀県ホームページ（<http://www.pref.saga.lg.jp/>）に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者にのみ文書で通知します。

4 第 2 次試験

(1) 試験の実施日及び試験地

平成 23 年 12 月下旬 佐賀市（予定）

第 1 次試験合格者にのみ文書で通知します。

(2) 試験科目

論文試験、面接試験、適性検査及び身体検査

5 最終合格者発表

平成 24 年 1 月下旬に、佐賀県庁の掲示板及び佐賀県ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者にのみ文書で通知します。

## 6 採用候補者名簿及び採用方法

試験区分ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名を高点順に登載します。

採用は、これらの名簿を任命権者に提示し、その中から任命権者が行います。

採用候補者名簿には採用予定者数より多く登載しますので、最終合格しても、採用が遅れることや、採用されない場合があります。

## 7 試験案内の入手方法

佐賀県ホームページに試験案内を掲載しています。

## 8 受験申込みの方法

インターネットによる受験申込みの受付を行います。

佐賀県ホームページの申請・届出メニューから直接所定の事項を入力し、記入要領に従って作成したアピールシートの電子データを添付して送信してください。

なお、受験申込書とアピールシートは必ず同時に提出してください。

同時に提出されない場合は、申込みを受け付けません。

## 9 申込みの受付期間

### (1) 民間企業等職務経験者

平成 23 年 9 月 22 日（木曜日）午前 9 時から同年 10 月 28 日（金曜日）午後 5 時までに受信したものを受け付けます。

### (2) J I C A ボランティア経験者

平成 23 年 9 月 22 日（木曜日）午前 9 時から同年 11 月 18 日（金曜日）午後 5 時までに受信したものを受け付けます。

10 問い合わせ先

佐賀県人事委員会事務局

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目1番59号

電話番号 0952-25-7295